

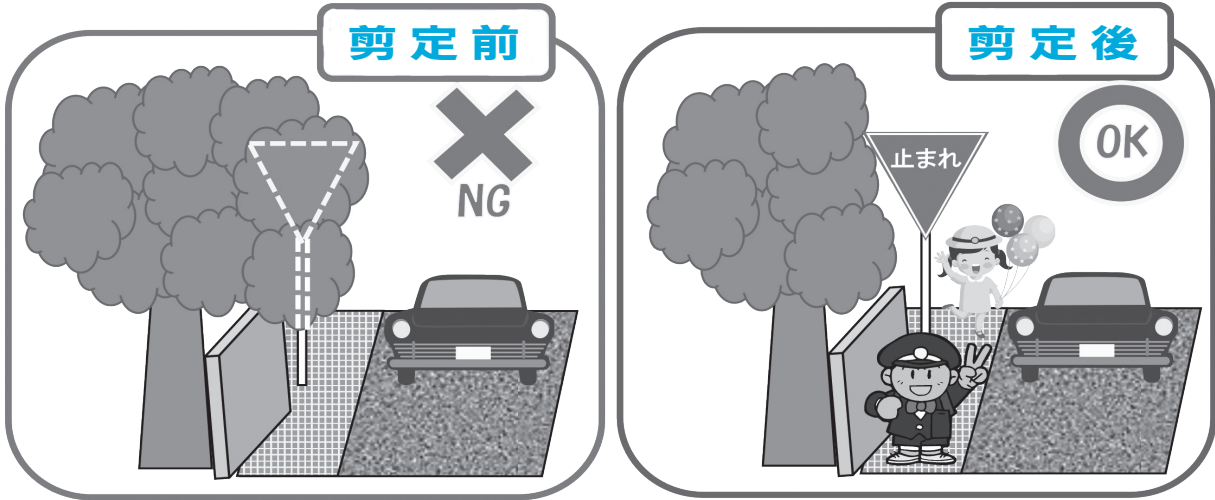


## 道路周辺の樹木剪定のお願い

樹木の所有者は、剪定や伐採など適正な管理をお願いします。

道路に樹木がはみ出していると

- ・車や歩行者の通行を妨げ利用するみなさんの迷惑となります。
- ・信号や標識、カーブミラーなどが見えにくくなり、交通事故を引き起こす原因になります。
- ・害虫などの発生により歩行者や周囲へ被害を与える可能性もあります。

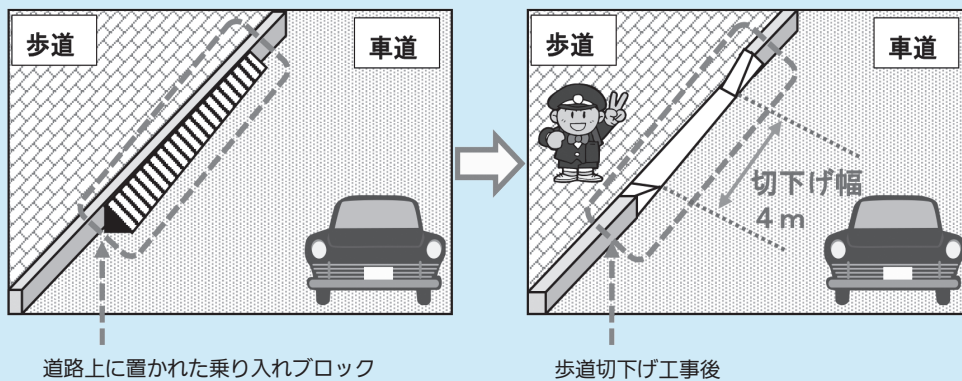


## 乗り入れブロックなどの撤去のお願い

道路上の乗り入れブロックなどは事故の原因となり危険です。  
すべての人が安全・安心に通行できるように撤去をお願いします。

道路上に自宅への自動車など乗り入れのため設置されたブロックや鉄板による事故（歩行者のつまづきやバイクの転倒など）が発生すると、設置者（所有者や使用者）の責任が問われる場合があります。

歩道の切下げ（段差解消）が必要な場合は、道路の管理者（下記問合せ先）へ申請し、許可を受けたあとで工事を行うことができます（工事費用は申請者負担）。



切下げ箇所と幅は、1住宅につき1箇所、4mです。

地形により考慮可能な場合がありますので、道路の管理者へご相談ください。

問合せ 市管理道路は 市役所 土木管理課 ☎ 3 3 - 4 1 2 1、各支所建設事務所  
 県道（市内の国道 219 号、443 号、445 号を含む）は 八代地域振興局 維持管理課 ☎ 3 3 - 4 1 6 6  
 国道（市内の国道 3 号）は 国土交通省 八代維持出張所 ☎ 3 2 - 4 2 7 1